

令和4年2月7日

保護者様

千葉県佐倉南高等学校保護者会  
会長 松岡晶子

令和3年度保護者臨時総会の開催について（お知らせ）

晩冬の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から本会活動に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本校は本年4月から三部制定時制高校へ移行いたします。それに伴い保護者会規程の一部を改正する必要がありますので臨時総会を開催いたします。

なお、現在は新型コロナウイルスの感染が拡大しており、千葉県は「まん延防止等重点措置」の適用を受けていることから、臨時総会は下記のとおり「書面による開催」とさせていただきます。つきましては、趣旨等を御理解の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 臨時総会を開催する具体的な理由

三部制定時制の開設に伴い、保護者会会費等の生徒負担額を決定する必要があるため（主に、令和4年度新たに在学することとなる生徒の負担額を決定します。）

2 開催方法 書面による開催

3 日程及び手続等 <令和4年2月>

2日(水) 令和3年度保護者会第3回役員会・理事会において、臨時総会議案について協議し、次の日程等で会員へ諮ることを決定した。

7日(月) 臨時総会開催通知（本書）発送

18日(金)まで 議案に対する質問がある会員は事務局（学校）へ問い合わせる。

「賛同する」または「賛同しない」ことの意味表示は、本書点線以下を担任へ提出（事務局へ送付）する。「賛同する」場合は送付を省略することができる。

22日(火) 理事会および事務局で議案への賛否を確認する。過半数が賛同しない場合は再度理事会で検討する。

28日(月) 上記結果をホームページおよびメールにて会員へ報告する。

4 その他

(1) 3学年保護者の皆様におかれましては、直接影響のない事項ではございますが御協力いただきたくお願い申し上げます。

(2) 御意見・御質問等は、事務局担当者までお寄せください。

事務局 千葉県立佐倉南高等学校 電話043-486-1711

担当者 越川恵子（保護者会担当） 又は 郡司利久（会計担当）

.....キ...リ...ト...リ.....

千葉県佐倉南高等学校保護者会 会長 松岡晶子 様

令和3年度 保護者会臨時総会 提出議案に

賛同する

賛同しない

（どちらか一方に○をして提出してください。「賛同する」場合は提出を省略することができます。）

年 組 生徒氏名

保護者氏名

令和3年度

## 保護者会 臨時総会

本校は令和4年4月1日から三部制定時制高校へ移行します。  
昨年5月に開催しました令和3年度保護者会定期総会等においても御説明させていただきましたが、全日制生徒(2,3学年)、新たに入学する三部制定時制生徒(1学年)及び佐倉東高校から転入する夜間部生徒(2～4学年)等、令和4年度に在籍する生徒の実態に沿った保護者会会費等の負担割合、負担額を今年度中に決定する必要があります。  
そこで、「保護者会会費等に関する規程」及び「保護者会冷房設備運営費に関する規程」の一部改正についてお諮りいたします。

### 議事

「保護者会会費等に関する規程」及び「保護者会冷房設備運営費に関する規程」の一部改正について

- 1 「保護者会会費等に関する規程」の一部改正について .....P1
- 2 「保護者会冷房設備運営費に関する規程」の一部改正について .....P1
- 3 生徒負担額が一律ではない規程に改正する理由等 .....P2
  - (1) 保護者会会費等について
  - (2) 保護者会冷房設備運営費について
- 4 各規程を一部改正した後の会費等生徒負担額（月額） .....P2  
    全日制／三部制
- 5 規程改正に伴う新旧対照表
  - (1) 保護者会会費等に関する規程 .....P3
  - (2) 保護者会冷房設備運営費に関する規程 .....P4

令和4年2月

## 1 「保護者会会費等に関する規程」の一部改正について

### ― 抜粋 ―

改正前

(会費)

第2条 一般会計の会費は、生徒1人当たり月額150円とする。

(入会金)

第3条 一般会計の入会金は、生徒の入学に際し、生徒1人当たり1,000円とする。

(特別会計)

第4条 特別会計（教育振興費）の納入金は、生徒1人当たり月額650円とする。

改正後（案）

太字下線部が改正箇所

(会費)

第2条 一般会計の会費は、生徒1人当たり月額150円とする。

(入会金)

第3条 一般会計の入会金は、生徒の入学に際し、生徒1人当たり1,000円とする。

(特別会計)

第4条 特別会計（教育振興費）の納入金は、生徒1人当たり月額650円とする。

ただし、令和4年4月1日付け佐倉東高等学校からの転入生は月額100円とする。

付則

7. 令和4年3月1日から一部改正し、施行する。令和4年4月1日から適用する。

## 2 「保護者会冷房設備運営費に関する規程」の一部改正について

### ― 抜粋 ―

改正前

第4条 冷房設備運営費の納入金額は、次の方法で算出し、毎年決定するものとする。

2 エネルギーサービス料金から補助金を差し引いた額を、当該年度当初の生徒数（10名未満切り捨て）で除し、更に12月で除して算出した額（10円未満切り上げ）を月額とする。

なお、状況が変化した場合は、改めて算出し、直近の総会において報告する。

改正後（案）

太字下線部が改正箇所

第4条 冷房設備運営費の納入金額は、次の方法で算出し、毎年決定するものとする。

2 夜間部在学生徒（令和4年4月1日付け佐倉東高等学校からの転入生を除く。）は月額100円とする。

3 夜間部在学生徒以外は、エネルギーサービス料金から補助金及び前項で算出した年間合計金額を差し引いた額を、当該年度当初の当該生徒数（10名未満切り捨て）で除し、更に12月で除して算出した額（10円未満切り上げ）を月額とする。

なお、状況が変化した場合は、改めて算出し、直近の総会において報告する。

付則

5. 令和4年3月1日から一部改正し、施行する。令和4年4月1日から適用する。

### 3 生徒負担額が一律ではない規程に改正する理由等

#### (1) 保護者会会費等について

- ア 佐倉東高等学校定時制生徒のPTA会費負担額は現在月額250円であること。
- イ 現在、佐倉東高等学校定時制1～3学年に在学する生徒は、自らの判断で本校へ転入するものではないこと。
- ウ 佐倉東高等学校からの転入生が在学する期間は令和6年度末までであり、年次進行でその生徒数も減少していくことから、一般会計150円、特別会計(教育振興費)100円、月額の合計を250円としても本会運営に支障をきたす恐れが少ないこと。

#### (2) 保護者会冷房設備運営費について

- ア 佐倉東高等学校からの転入生に負担を求めない理由
  - (ア) 佐倉東高等学校では全日制生徒の負担により冷房運営がなされていることから、佐倉東高等学校定時制生徒は現在、冷房設備運営費を負担していないこと。
  - (イ) 生徒自らの判断で本校へ転入するものではないこと。
- イ 夜間部生徒の負担額が小額(月額100円)である理由
  - 全日制、午前部及び午後部生徒よりも冷房使用時間が短いこと。
- ウ 上記ア及びイによる負担額を設定した場合にあっても夜間部生徒以外の負担額が、大きな増額にはならないこと。

### 4 各規程を一部改正した後の会費等生徒負担額 (月額)

全日制		改正後 (令和4年度以降)	改正前 (令和3年度)	備考
一般会計	入会金	募集停止	1,000	金額改正なし 入会金は入学時1回のみ負担
	会費	150	150	
特別会計会費 (教育振興費)		650	650	
冷房設備運営費会費		※ 360	330	※負担対象生徒見直しによる増(下表参照)
三部制		1年次		備考
		午前部・午後部	夜間部	
一般会計	入会金	1,000		転入につき対象外
	会費	150		
特別会計会費 (教育振興費)		650		100
冷房設備運営費会費		※ 360	100	負担対象外 ※ 下表参照

※下表 令和4年4月在学生徒数(見込み) ー変更の可能性有ー

冷房運営費算出上生徒数	1年	2年	3年	4年
全日制	募集停止	110	140	
三部制/午前午後部	132			
三部制/夜間部	20	負担対象外	負担対象外	負担対象外

## 5 規程改正新旧対照表

### (1) 保護者会会費等に関する規程

改正前

2. 保護者会会費等に関する規程	
(目的)	
第1条	この規程は、会則第14条の規程に基づき、会費等について必要な事項を定めることを目的とする。
(会費)	
第2条	一般会計の会費は、生徒1人あたり月額150円とする。
(入会金)	
第3条	一般会計の入会金は、生徒の入学に際し、生徒1人あたり1,000円とする。
(特別会計)	
第4条	特別会計(教育振興費)の納入金は、生徒1人あたり月額650円とする。
(冷房設備運営費)	
第5条	冷房設備運営費の納入金は、別に定める。
(納入方法)	
第6条	本会の会費等の納入方法は、会長の発行する納入通知書により納入する。
付 則	
1.	この規程は、昭和58年4月7日より施行する。
2.	昭和59年5月19日一部改正し、昭和59年4月7日から適用する。
3.	昭和60年5月18日一部改正し、昭和60年4月1日から適用する。
4.	平成22年5月20日一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
5.	平成22年11月26日一部改正し、平成23年4月1日から適用する。
6.	平成28年2月3日一部改正し、平成28年4月1日から適用する。

改正後(案)

2. 保護者会会費等に関する規程	
(目的)	
第1条	この規程は、会則第14条の規程に基づき、会費等について必要な事項を定めることを目的とする。
(会費)	
第2条	一般会計の会費は、生徒1人あたり月額150円とする。
(入会金)	
第3条	一般会計の入会金は、生徒の入学に際し、生徒1人あたり1,000円とする。
(特別会計)	
第4条	特別会計(教育振興費)の納入金は、生徒1人あたり月額650円とする。 <b><u>ただし、令和4年4月1日付け佐倉東高等学校からの転入生は月額100円とする。</u></b>
(冷房設備運営費)	
第5条	冷房設備運営費の納入金は、別に定める。
(納入方法)	
第6条	本会の会費等の納入方法は、会長の発行する納入通知書により納入する。
付 則	
1.	この規程は、昭和58年4月7日より施行する。
2.	昭和59年5月19日一部改正し、昭和59年4月7日から適用する。
3.	昭和60年5月18日一部改正し、昭和60年4月1日から適用する。
4.	平成22年5月20日一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
5.	平成22年11月26日一部改正し、平成23年4月1日から適用する。
6.	平成28年2月3日一部改正し、平成28年4月1日から適用する。
7.	<b><u>令和4年3月1日一部改正し、施行する。令和4年4月1日から適用する。</u></b>

## (2) 保護者会冷房設備運営費に関する規程

改正前

### 5. 保護者会冷房設備運営費に関する規程

第1条 この規程は、会則第16条の規程に基づき、冷房設備運営費について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 冷房設備運営費については、保護者会冷房設備運営委員会が管理することとする。

第3条 千葉県立佐倉南高等学校保護者会と株式会社エネルギーアドバンスは、平成23年度から13年間のエネルギーサービス契約を締結する。

第4条 冷房設備運営費の納入金額は次の方法で算出し、毎年決定するものとする。

2 エネルギーサービス料金から補助金を差し引いた額を、当該年度当初の生徒数（10名未満切り捨て）で除し、更に12月で除して算出した額（10円未満切り上げ）を月額とする。  
なお、状況が変化した場合、改めて算出し、直近の総会において報告する。

第5条 冷房設備運営費の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
余剰金が出た場合は、翌年の会計に繰り越すことが出来る。  
ただし、最終年度については、この限りではない。

第6条 契約期間中に不測の事態が発生した時は、契約会社と冷房設備運営委員会とで誠実に協議し、事態の回復を図ることとし、直近の総会において報告する。なお、重大な内容については、総会において決定することとする。

第7条 会長は、契約期間満了前までに冷房設備運営委員会において契約期間の延長等について協議することとする。

付則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成27年4月1日から一部改正し、施行する。
3. 令和元年5月25日から一部改正し、施行する。平成31年4月1日から適用する。
4. 令和2年5月30日から一部改正し、施行する。令和2年4月1日から適用する。

改正後（案）

### 5. 保護者会冷房設備運営費に関する規程

第1条 この規程は、会則第16条の規程に基づき、冷房設備運営費について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 冷房設備運営費については、保護者会冷房設備運営委員会が管理することとする。

第3条 千葉県立佐倉南高等学校保護者会と株式会社エネルギーアドバンスは、平成23年度から13年間のエネルギーサービス契約を締結する。

第4条 冷房設備運営費の納入金額は次の方法で算出し、毎年決定するものとする。

- 2 夜間部在学生徒（令和4年4月1日付け佐倉東高等学校からの転入生を除く。）は月額100円とする。
- 3 夜間部在学生徒以外は、エネルギーサービス料金から補助金及び前項で算出した年間合計金額を差し引いた額を、当該年度当初の当該生徒数（10名未満切り捨て）で除し、更に12月で除して算出した額（10円未満切り上げ）を月額とする。  
なお、状況が変化した場合、改めて算出し、直近の総会において報告する。

第5条 冷房設備運営費の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
余剰金が出た場合は、翌年の会計に繰り越すことが出来る。  
ただし、最終年度については、この限りではない。

第6条 契約期間中に不測の事態が発生した時は、契約会社と冷房設備運営委員会とで誠実に協議し、事態の回復を図ることとし、直近の総会において報告する。なお、重大な内容については、総会において決定することとする。

第7条 会長は、契約期間満了前までに冷房設備運営委員会において契約期間の延長等について協議することとする。

付則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成27年4月1日から一部改正し、施行する。
3. 令和元年5月25日から一部改正し、施行する。平成31年4月1日から適用する。
4. 令和2年5月30日から一部改正し、施行する。令和2年4月1日から適用する。
5. 令和4年3月1日から一部改正し、施行する。令和4年4月1日から適用する。